



2022年12月20日

各 位

会 社 名 巴工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 仁
(コード：6309 東証プライム市場)
問合せ先 総務部担当取締役 藤井 修
(TEL. 03-3442-5120)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年12月20日開催の当社取締役会において、2023年1月27日開催予定の第93回定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第14条)
また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を新設するものであります。(現行定款第14条、変更案附則第2項および第3項)
- (2) 当社は、経営の監督機能と業務執行機能の分離を促進して分担を明確化することにより、それぞれの機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンスの向上を目的として執行役員制度を導入いたします。これに伴い現行定款について所要の変更を行うものであります。
 - ① 株主総会の招集権者および議長について、取締役社長としていたものを代表取締役社長に変更するものであります。(変更案第13条)
 - ② 執行役員制度の導入に伴う経営の効率化と迅速化を図るため、取締役員数の上限を減員するものであります。(変更案第18条)
 - ③ 代表取締役は、対外的に会社を代表して会社の業務を執行することを明記するものであります。(変更案第21条第2項)
 - ④ 役付取締役の規定を削除するとともに、執行役員および役付執行役員に関する規定を新設するものであります。(現行定款第22条および変更案第28条)
 - ⑤ 社長は、代表取締役の中から選定されることを明記するものであります。(変更案第28条第2項)
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う字句または条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2023年1月27日(金)
定款変更の効力発生日	2023年1月27日(金)

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるとき、または取締役社長が欠けたときは、予め取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>代表</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表</u>取締役社長に事故あるとき、または<u>代表</u>取締役社長が欠けたときは、予め取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>役付取締役</u>)</p> <p><u>第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第23条 ～第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(附則)</p> <p>当社は、第87回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者も含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第22条 ～第27条 (現行どおり)</p> <p>(<u>執行役員</u>)</p> <p><u>第28条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p><u>② 取締役会は、その決議によって代表取締役の中から社長を選定するほか、その他の役付執行役員若干名を選定することができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>② 定款第14条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 附則②および③は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>